

京都市告示第282号

平成22年2月17日京都市告示427号（京都市道路占用許可基準）の一部を次のように改めます。

平成23年10月31日

京都市長 門川 大作

第28条中「高架道路の路面下の占用許可について」（昭和40年8月25日道発第367号）」を「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」（平成21年1月26日国道利第18号）及び「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて（平成21年1月26日国道利第20号）」に改める。

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

（建設局土木管理部道路河川管理課）